

「医療材料等の共同交渉及び共同調達」に関する覚書

「地域医療連携推進法人浜松アカデミック・メディカル・アライアンス（以下「HAMA」という。）、浜松医科大学医学部附属病院及び浜松医療センター（以下「参加法人等」という。）は、医療材料等の共同交渉及び共同調達（以下「共同調達等」という。）の実施に関し、次の基本的事項について合意に達したので、ここに覚書を取り交わす。

- 1 共同調達等の実施に当たっては、参加法人等において協議のうえ共同調達等を希望する各医療機関間の合意のもとで実施するものとする。
- 2 共同調達等の契約に関する事務は、物品等毎に参加法人等において協議のうえ希望する各医療機関に委任するものとする。また発注、検収及び支払の事務は、実際に納品を受ける各医療機関がそれぞれ行うものとする。
- 3 共同調達等の契約の締結及び履行に当たっては、原則として各医療機関の会計規則等を適用するものとする。
- 4 共同調達等の契約に関する事務に伴う経費については、原則としてHAMAが負担し本事業のとりまとめを行うものとする。
- 5 共同調達等を実施するに当たって知り得た参加法人等の情報等の取扱いには、慎重を期すものとする。
- 6 この覚書に定めるもののほか、参加法人等が連絡を密にして、互いに協力して共同調達等を進めるものとする。
- 7 この覚書に定めるもののほか、定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、HAMA及び参加法人等による協議のうえ、定めるものとする。

上記覚書の成立を証するため、地域医療連携推進法人浜松アカデミック・メディカル・アライアンス、浜松医科大学医学部附属病院及び浜松医療センターは次に記名押印する。この覚書は3通作成し、各1通を所持する。

令和7年4月1日

地域医療連携推進法人

浜松アカデミック・メディカル・アライアンス

理事長 今野 弘之



国立大学法人浜松医科大学

理事 三沼 仁



公益財団法人浜松市医療公社

理事長 鈴木 達夫

